

## 学校環境衛生基準

項目	基準	測定方法	
換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm以下であることが望ましい。	検知管	
温度	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。	アスマン通風乾湿計	
相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。	アスマン通風乾湿計	
浮遊粉じん	0. 10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	デジタル粉じん計	
気流	0. 5m/s以下であることが望ましい。	微風速計	
一酸化炭素ガス	10ppm以下であること。	検知管	
二酸化窒素	0. 06ppm以下であることが望ましい。	ザルツマン法	
揮 発 性 有 機 化 合 物	ホルムアルデヒド	100μ g/m <sup>3</sup>	2,4-DNPH捕集－高速液体クロマト法  固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法のいずれこの方法により採取し、ガスクロマトグラフ質量分析法により測定する。
	トルエン	260μ g/m <sup>3</sup>	
	キシレン	870μ g/m <sup>3</sup>	
	パラジクロロベンゼン	240μ g/m <sup>3</sup>	
	エチルベンゼン	3800μ g/m <sup>3</sup>	
	スチレン	220μ g/m <sup>3</sup>	
ダニ又はダニアレルゲン	100匹/m <sup>2</sup> 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。	顕微鏡による計数、又は酵素免疫測定法	
照度	(ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300lxとする。また、教室及び黒板の照度は、500lx以上であることが望ましい。 (イ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度のひは、20:1をこえないこと。また、10:1を超えないことが望ましい。 (ウ) コンピュータ教室等の机上の照度は、500～1000lx程度が望ましい。 (エ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100～500lx程度が望ましい。 (オ) その他の場所における照度は、JIS Z9110にきていする学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。	JIS C 1609に規定する照度計を用いて測定する。	
まぶしさ	(ア) 児童生徒等から見て、黒板の外側15° 以内の範囲に「輝きの強い光源(昼光の場合は窓)がないこと。 (イ) 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。 (ウ) 見え方を妨害するような電灯やあかるい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。	見え方を妨害する光源、光沢の有無を調べる。	
騒音	教室内の等価騒音レベルは、窓を閉めているときはLaeq50dB以下、窓を開けているときはLaeq55dB以下であることが望ましい。	普通騒音計又は精密騒音計	